

## 「無罪を見抜く」 木谷明

元裁判官の木谷明弁護士は、在職中に 30 件もの無罪判決を出した。その人となり、裁判官生活について記された『無罪』を見抜く」に、詳しい足跡がある。経歴を拾ってみた。

- 1937. 12 神奈川県生まれ
- 1961 司法修習（15期）
- 1963. 4 東京地裁刑事部判事補（令状専門部）
- 1963. 10 東京地裁刑事6部
- 1965. 4 東京地裁民事23部
- 1966. 4 最高裁事務総局刑事局付（第3課）
- 1967. 4 同（第1課）
- 1969. 4 札幌地裁判事補・高裁判事職務代行判事補
- 1972 東京地裁刑事交通部
- 1973 東京地裁判事（刑事6部）
- 1975 名古屋高裁職務代行判事
- 1979 最高裁調査官
- 1984 大阪高裁判事
- 1988 浦和地裁部統括判事
- 1992. 3 東京高裁判事
- 1994. 12 東京家裁判事部統括（少年部所長代行）
- 1996. 4 水戸家裁所長
- 1997. 6 水戸地裁所長
- 1999. 2 東京高裁判事部統括（第5特別部）
- 2000. 5 依願退職
- 2000. 6 公証人就任
- 2004. 3 法政大学法科大学院教授
- 2012. 3 同退職
- 2012. 4 弁護士登録（新東京総合法律事務所）

なるほどと思ったことの一つは、裁判官のタイプについて論じているところだ。

一つは「迷信型」です。つまり、捜査官はウソをつかない、被告人はウソをつく、と。頭からそういう考えに凝り固まっていて、そう思いこんでいる人です。何か被告人が弁解をすると、「またあんなウソついて」というふうに、最初から問題にしないタイプです。これが3割ぐらいいるのではないかと思います。

二つめはその対極で「熟慮断行型」です。被告人のためによくよく考えて、そして最後は「疑わしきは」の原則に忠実に自分の考えでやる、という人です。これが多めに見積もって1割いるかいなか。

その中間の6割強は「優柔不断・右顧左眄型」です。この人たちは、真面目にやろうという気がない訳ではない。3割の頑固な人たちとは違うので、場合によっては、「やろう」という気持ちはあるのだけど、「本当にこれでやっていいのか」とか迷ってしまうのです。「こんな事件でこういう判決をしたら物笑いになるのではないか」「警察・検察官から、ひどいことを言われるのではないか」「上級審の評判が悪くなるのではないか」などと気にして、右顧左眄しているうちに、優柔不断だから決断できなくなって検事のいう通りにしてしまう。

なるほど、そうかと頷くことしきりだ。

また、本書には木谷さんが出会った裁判官たちも登場する。いい意味でも悪い意味でも、裁判官は先輩や同期の者たちの「指導」や「刺激」を受けながら、それぞれのタイプになっていく。裁判官の入口である司法試験に合格すると、実務を含め1年間の研修をした後、判事補として10年間務め、やっと一人前の判事（裁判官）になる。よき先輩・同僚に恵まれればそれに越したことはないが、実情はそうもいかないようだ。当たりはずれではないが、「熟慮断行型」に当たる確率は10%だから、狭き門と言えよう。

そして、本書の最後にはこうある。

### 刑事裁判の心

刑事裁判官というのは被告人が言っていることを、ちゃんと聞いて理解して、そしてその上で判断しなければダメだということですね。聞く耳を持たない人、調べる気がない人。これはもう全然話になりません。そういう人は、刑事裁判官をやる資格がないと思っています。被告人の話を虚心坦懐によく聞いて、本当はこの人が言っていることが真実なのではないかという目で証拠を再検討して、疑問があれば徹底的に調べる。その上で下す判断でなければ、被告人は絶対に納得しません。それだけでなく、間違った判断をしてしまいます。間違っただけで有罪判決をするくらい恐ろしいことはないのです、そういうことは絶対にあってはならないと思いますね。

「刑事裁判官をやる資格がない」裁判官といえば……。ああ、これまた、はたと思いが当たる。